

「せたがや子ども応援気づきのシート」 使い方ガイドライン

～地域と行政が協働して、早期に発見し、
支援につなぐために～

【気づきのシートのコンセプト】

子どもの貧困に関する
主な傾向を意識する

見落としやすい、経済的理由
による生活困難を抱えている
子どもに気づく手助けに

気になる子どもがいた
場合に、職場内で共有し、
支援につなぐきっかけに

目 次

1	気づきのシート作成の背景	p2
2	気づきのシート作成の目的	p5
3	気づきのシートの使用上の留意事項【重要】	p5
4	“気づき”から相談、支援へ	p6
5	気づきのシートの使い方【参考事例から】	p7
6	子どもの貧困にかかわる主な傾向について	p9
7	子どもの貧困に関する支援	p9
8	世田谷区の子どもの貧困対策事業(年齢別)	p10
9	世田谷区の子どもの貧困対策事業詳細	p12

1 気づきのシート作成の背景

全国の子どもの貧困の現状

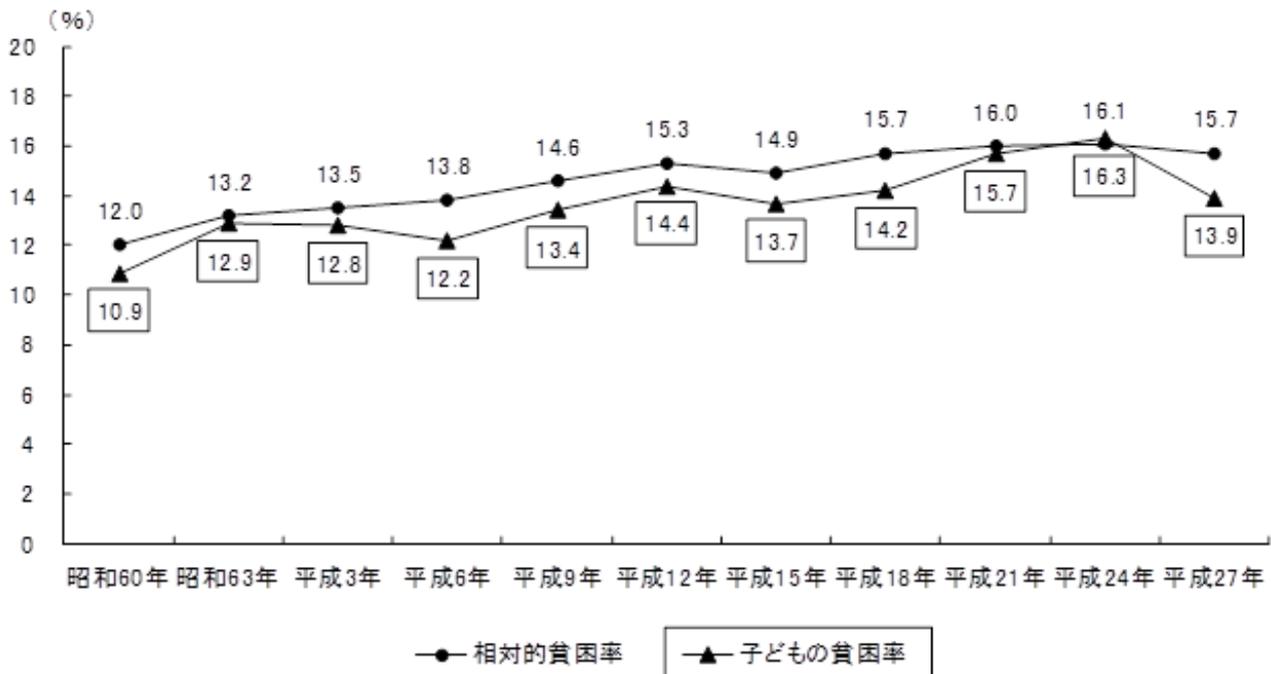
貧困には、人間が生きるのに必要最低限の生活水準が満たされていない状態である「絶対的貧困」と、ある社会の中でほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととして生活ができない状態である「相対的貧困」とがあります。

先進国の貧困は相対的貧困で捉えられ、厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.9%であり、日本では約7人に1人の子どもが、相対的貧困にあるといわれています。子どもの貧困は、単に経済的に困窮しているというだけでなく、生きる・育つ・守られる・参加するという「子どもの権利」が保障されないリスクを高めます。

子どもの貧困の特徴として、服装が他の子どもと差異がなかったり、スマートフォンを持っていたりなど見た目では分かりにくいことがあげられます。しかし、実態として、食や体験、学習、人間関係、健康面等での負の影響を受けている子どもたちがいます。そういった子どもは自らなかなか声をあげない、あげにくい、隠すといった側面もあり、また、貧困世帯の保護者も周囲から孤立したり、困りごとがあっても関係機関への相談を控える傾向にあります。そのため、子どもの貧困は外から見えにくいという難しさがあります。

また、多くの子どもが当たり前としていくことができないことで、その子どもの現在及び将来に与える負の影響はとて大きいといわれています。このような状況は、様々な要因が複雑に重なり、子どもとその家庭だけでは解決できないという課題もあります。

■ 我が国の子どもの貧困率の推移 ■



厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」より作成

子どもの貧困対策に関する国の動き

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が制定され、国は、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

その後、この間の社会状況の変化を踏まえ、令和元年6月に法律が改正され、その目的には、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの権利条約を尊重することが明記されました。同時に、区市町村には、計画策定が努力義務となりました。

また、同年11月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。この大綱では、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援という4分野において、子どもの貧困対策に取り組むこととされています。

子どもの貧困対策に関する区の動き

区では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「子ども計画(第2期)」を踏まえ、平成27年11月に、貧困の未然防止、連鎖の防止の観点から、区の子どもの状況に則した子どもの貧困対策の展開を図るため、「支援につながる」「学びや居場所の支援」「生活の支援」「仕事の支援」「住まいの支援」を5つの柱とする大枠の方向性を決めました。

平成28年度には、子どもへの支援だけでなく、親への支援も視野に入れた横断的な検討を行うため、「子どもの貧困対策推進連絡会」を設置し、区内横断的に子どもの貧困対策を推進しています。

令和2年度からは、国の法改正を踏まえ、「子どもの貧困対策計画」を策定し、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的負担の軽減のための支援」に、「支援につながる仕組みづくり」を加えた5つの柱により施策を展開していきます。

世田谷区における子どもの貧困の把握

区では、平成30年度に、子どもと保護者を対象にしたアンケート調査及び支援者に対するヒアリング調査による子どもの生活実態調査を実施し、令和元年度には、同アンケート調査の詳細分析を実施しました。

調査結果から、生活困難を抱える小中学生が1割を超え存在し、生活困難層の約8割はふたり親世帯であることが明らかになりました。生活困難層の子どもは、食や体験、学習、人間関係、健康面等で影響を受けていること、また、生活困難層の保護者は、不安定な就労状況にあたり、保護者自身が子ども期に暴力を受けた経験が高かったり、必要な支援につながっていなかったりする傾向があること、などが分かりました。

※アンケート調査の結果は、貧困を測定する指標である「生活困難度」に基づき、分析

世田谷区子どもの生活実態調査〔子ども・保護者に対するアンケート調査〕の結果 より ～生活困難度とは？生活困難層とは？～

(1) 生活困難度とは？

「生活困難度」は、貧困を測定する指標です。子どもの生活における困難を、①低所得に加え、剥奪指標（※）である②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から捉えています。

〔図表1〕生活困難について

①低所得

等価世帯所得が厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯
<低所得基準>
世帯所得の中央値442万円÷
√平均世帯人数(247人)×50% = 140.6万円

2人世帯で約198万円未満、3人世帯で約243万円未満、4人世帯で約281万円未満(税金・社会保険料・社会保障給付金も含まれる。)

※社会の中で生活に必要なモノやサービス、社会的活動が、経済的な理由で奪われている状態にあるかどうかによって貧困を測定する指標

②家計の逼迫

経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣料を買えなかった経験など、下記7項目のうち1つ以上が該当

- 1 電話料金が支払えなかった
- 2 電気料金が支払えなかった
- 3 ガス料金が支払えなかった
- 4 水道料金が支払えなかった
- 5 家賃が支払えなかった
- 6 家族が必要とする食料が買えなかった
- 7 家族が必要とする衣類が買えなかった

①低所得

②家計の逼迫

③子どもの体験や所有物の欠如

③子どもの体験や所有物の欠如

子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で剥奪されている項目が3つ以上該当

- 1 海水浴に行く
- 2 博物館・科学館・美術館などに行く
- 3 キャンプやバーベキューに行く
- 4 スポーツ観戦や劇場に行く
- 5 遊園地やテーマパークに行く
- 6 毎月小遣いを渡す
- 7 毎年新しい洋服・靴を買う
- 8 習い事
(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる
- 9 学習塾に通わせる
(または家庭教師に来てもらう)
- 10 お誕生日のお祝いをする
- 11 1年に1回くらい家族旅行に行く
- 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- 13 子どもの年齢に合った本
- 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
- 15 子どもが自宅で宿題(勉強)をすることができる場所

(2) 生活困難層とは？

①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素のうち、2つ以上該当する世帯を「困窮層」、いずれか1つに該当する世帯を「周辺層」、どれも該当しない世帯を「一般層」と分類し、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層を「生活困難層」としています。

生活困難層	困窮層 + 周辺層
● 困窮層	2つ以上の要素に該当
● 周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれかの要素にも該当しない

(3) 世田谷区の生活困難層

困窮層と周辺層を合わせた生活困難層の子どもの割合は、小学5年生では11.7%、中学2年生では13.9%です。仮に世田谷区で、0歳から17歳の子どもの生活困難層が10%いるとするならば、約1万2千人の子どもの生活困難層と推定されます。

〔図表2〕生活困難層の割合

	小学5年生	中学2年生
生活困難層	11.7%	13.9%
困窮層	2.5%	3.8%
周辺層	9.2%	10.1%
一般層	88.3%	86.1%

生活困難度は所得と剥奪指標を合わせた指標のため、所得のみに基づく子どもの貧困率とは、比較できない

子どもの生活実態調査結果及び詳細分析結果について、詳しくは区ホームページをご参照ください。(「世田谷区子どもの生活実態調査」で検索してください。)

2 気づきのシート作成の目的

区では、子ども計画に基づき、子どもの貧困対策として様々な支援を行っており、日常的に子どもにかかわる機関には、経済的理由による生活困難を抱えている子どもや保護者に気づき、必要な支援につないでいただいています。しかし、機関の中では、例えば、ベテラン職員と経験の浅い職員の力量の差が大きいなど課題がある場合があります。また、機関で困っている子どもに気づいてもどうしたらよいかわからなかったり、どのような支援があるのかわらなかったりなど、区による支援やサービスに関する情報が十分行き届いていないという課題もあります。

また、児童福祉法(※)では、子どもが幸せを保障される権利が明確化されるとともに、要支援児童を把握した関係機関は区市町村に情報提供するよう努める等、支援が必要な子どもたちをより早期に支援につなげることが求められています。

世田谷区の子どもたちが地域の中で孤立することを防ぎ、経済的理由による生活困難を抱えている子どもが、より早期に必要な支援につなげることができるよう、子どもにかかわる機関の職員が子どもの貧困にかかわる主な傾向を意識することで気づきを促し、職場内で共有し、支援につなぐきっかけとしていただくために、「せたがや子どもの未来応援気づきのシート」を平成29年度に作成しました。

令和元年度には、平成30年度の「子どもの生活実態調査」の結果を踏まえ、世田谷区の子どもの貧困の状況をシートに反映させることで、より活用していただきやすくするために「せたがや子ども応援気づきのシート」として改訂しました。

※児童福祉法の改正(平成28年10月施行)内容から

①子どもの福祉を保障するための原理の明確化

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。(児童福祉法第1条)

②要支援児童の情報提供

要支援児童を把握した児童福祉施設、学校、保育園、幼稚園等の関係機関は区市町村に情報提供するよう努めることになりました。また、関係機関が要支援児童に関して知り得た情報を本人の同意を得ないで区市町村に提供することは、例外的に、個人情報保護法違反にあらたないこととされています。(児童福祉法第21条の10の5)

[要支援児童：児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童]

3 気づきのシートの使用上の留意事項【重要】

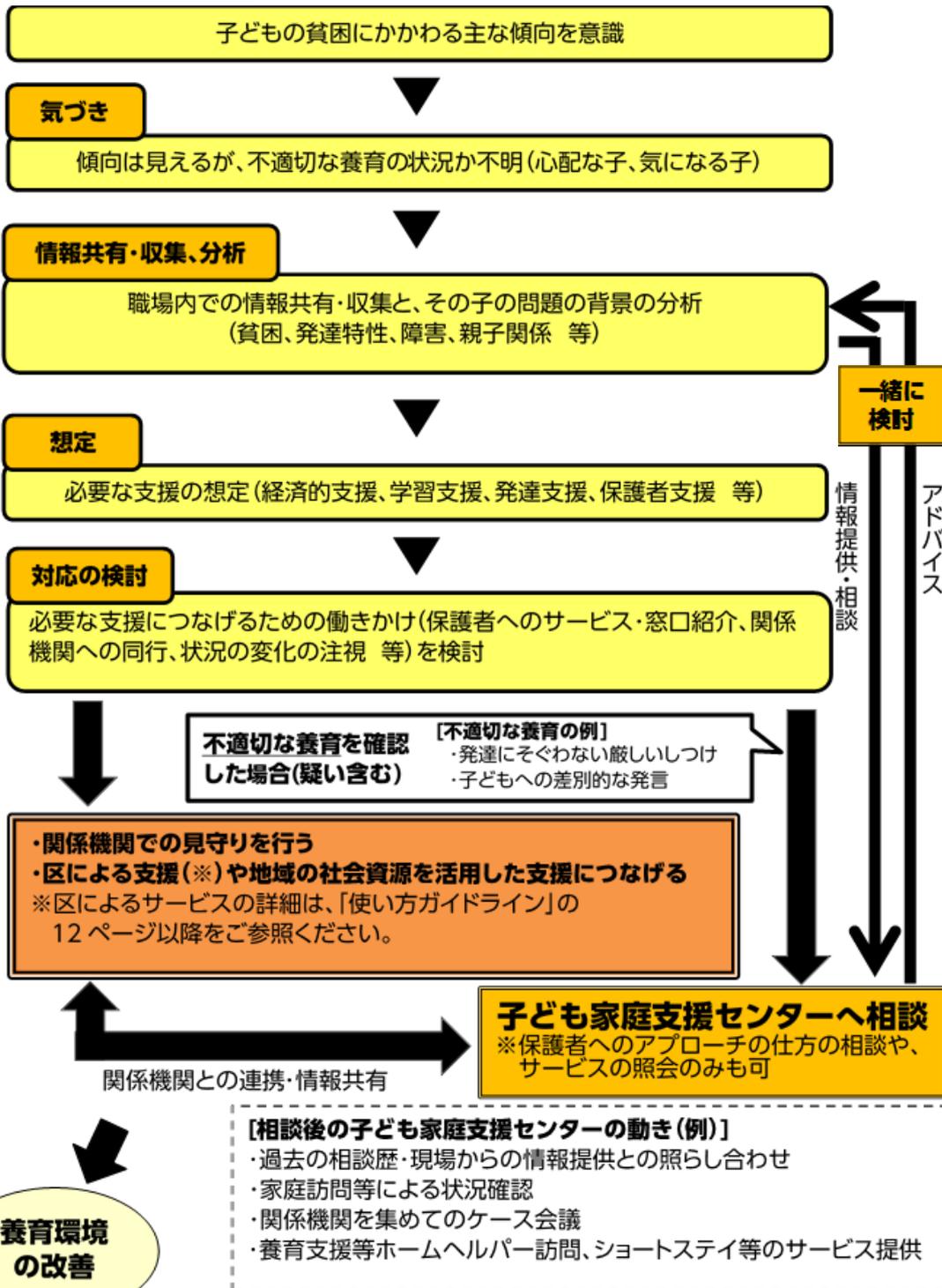
- ◆ 傾向に当てはまるからといって、必ずしも「生活困難」であるとは限りません。
- ◆ 傾向に当てはまる数のみで「生活困難」であるかどうかの判断はできません。
- ◆ 傾向に当てはまるかどうか、直接、子どもや保護者に確認しないでください。
- ◆ 「生活困難」にあるとのレッテル貼りにならないように注意してください。

※デリケートな問題があるので、細心の注意を払ってください。

4 “気づき” から相談、支援へ ～支援への“つなぎ方”イメージ～

あくまで目安です。

※次ページに参考事例を掲載しています。



**虐待を発見した場合(疑いを含む)は、
すぐに世田谷区児童虐待通告ダイヤルへ通告**

子に やさしさ
0120-52-8343(24時間365日対応)

(児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちばやく)」でも引き続き、虐待をはじめとする通告相談をすることができます。)

- ◆ 気づきのシートは、子どもの貧困に関する傾向を意識し、職場内で共有し、支援につなげるきっかけとしていただくためのものです。
- ◆ 子どもの貧困対策の視点から作成したシートですが、貧困にとらわれず虐待も含め困っている子どもをいかに支援していくか、という視点でご使用ください。

5 気づきのシートの使い方【参考事例から】

※網掛け部は、気づきのポイント

事例1:保育園(未就学児) 「あれ?昨日、園で貸した服のまま…お風呂は?」

【気づき】

担当のクラスに、衣類が汚れていることが多く、保育園で前日着替えさせた服で登園し、給食を何度もお替りをしながら食べる子どもがいた。

【情報共有・収集、分析】【必要な支援の想定、対応の検討】

職員間で情報共有すると、衣服や食事以外にも、入浴していないのか頭が匂ったり、体重がこの数か月増えていないこと、主な送迎は父が担っていることがわかった。また、このような状況は3か月前からで、保育料を2か月滞納していることもわかった。

そこで、担任が子どもの様子(衣服、食事、入浴、送迎者)をチェックリストで確認するとともに、園長が送迎時に父と面談を行うことにした。

父との面談の結果、3か月前に母が家出し、当初は父方実家の援助があったが、この2か月は父が仕事をしながら一人で育児を担っていたこと、父が子育てと仕事を両立できるようにするための支援が必要なことがわかった。

【子ども家庭支援センターへ相談、支援につなげる】

そのため、園長が父とともに子ども家庭支援センターへ相談し、養育支援等ホームヘルパー訪問事業等の利用につなげることができた。

事例2:新BOP学童(小学生) 「話してくれてありがとう!どんなことができるかな」

【気づき】

子どもとの会話から、母の帰宅が遅いため、学童から帰宅後も夜間一人で過ごしていること、宿題を見てくれる人がいないため、家庭でなかなか勉強しないことがわかった。

【情報共有・収集、分析】【必要な支援の想定、対応の検討】

職員間で情報共有すると、母が帰ってくるまでおやつ等で空腹をしのいでいること、長期休暇時も家族で出掛けることはなく、ほぼ毎日学童を利用していること、最近、母子家庭になったことがわかった。

そこで、なるべく学童で宿題をするように声をかけながら、子どもの様子を見守るとともに、母と面談を行うことにした。

母との面談の結果、家計がひっ迫していたため、ダブルワークを始め、なかなか子どもと一緒に過ごす時間がないこと、相談できる人も少なく、就学援助も申請しておらず、経済的負担を軽減するための支援が必要なことがわかった。

【支援につなげる】

そのため、母にひとり親家庭リーフレットを渡し、就学援助や学童の利用料減免について紹介、申請を促すとともに、子ども家庭支援センターを紹介した。

事例3:児童館(中学生) 「あの子、なかなか帰らない。家に誰もいないのかな？」

【気づき】

中学校進学後も放課後や土日頻繁に児童館を利用し、閉館後もなかなか帰りがらない子どもがいた。

【情報共有・収集、分析】【必要な支援の想定、対応の検討】

職員間で情報共有すると、子どもとの会話から、同級生が塾に行く中、放課後と一緒に過ごす友達がいないことや、生活のために両親は働きづめで、夜間一人でいることが多いこともわかった。

そこで、遊びの中で子どもが学校や家庭での困りごとを相談できるような環境づくりを心掛けた。

すると、子どもから、家計が厳しく、おこづかいをもらえないので、友達と遊びに行くこともできない、高校受験に向け勉強に不安を感じているが、両親のことを考えると塾に行きたいと言えないといった相談があり、孤立しないための支援や学習支援が必要なことがわかった。

【支援につなげる】

そのため、子どもに、児童館閉館後に無料で利用できる地域の中高生の居場所や、学習支援事業を紹介し、つないだ。また、来春の高校受験にあたって、塾に行きたい場合「受験生チャレンジ支援貸付事業」があることを紹介した。

事例4:青少年交流センター(高校生世代) 「久しぶり！ だけど疲れた様子…」

【気づき】

頻繁に青少年交流センターを利用していたが、数か月前から利用しなくなり、最近久しぶりに利用した際に、顔色が悪く、疲れた様子の若者がいた。

【情報共有・収集、分析】【必要な支援の想定、対応の検討】

職員間で情報共有すると、若者との会話から、数か月前に父が病気で働けなくなり、放課後にアルバイトを始めたため、なかなか利用できなくなっていることもわかった。

そこで、若者に体調を気遣う声掛けをして、若者が学校や家庭での困りごとを相談できるように働きかけた。

すると、若者から、高校の授業料も滞納しており、このままだと中退せざるをえないこと、最近体調が悪いが、病院に行くのもためらっているといった相談があり、家計の急変に対応するための支援が必要なことがわかった。

【子ども家庭支援センターへ相談、支援につなげる】

そのため、若者とともに子ども家庭支援センターへ相談し、生活保護を利用できることになった。

※プライバシー保護のため、いくつかの事例をあわせ、作成しています。

6 子どもの貧困にかかわる主な傾向について

子どもの貧困にかかわる主な傾向は、子どもの貧困対策に関する外部有識者からの助言と世田谷区「平成30年度 子どもの生活実態調査」の結果等を参考にしました。「子どもの生活実態調査」により、経済的理由による生活困難を抱える子どもや保護者と統計的に相関性の高い結果が出た項目を中心に掲載しております。

また、実際に気づきのシートを使用していただく子どもにかかわる関係機関にも意見をうかがいながら作成しました。

【有識者】(肩書きは当時のもの)

- ・立教大学コミュニティ福祉学部 湯澤 直美 教授
- ・首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター 小田川 華子 特任研究員
- ・首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター 川口 遼 特任研究員(※)

※令和元年度の改訂に当たって助言をいただきました。

【意見をうかがった関係機関】

区立小・中学校長会、区立幼稚園長会、教育指導課、教育相談・特別支援教育課、子ども家庭支援センター、児童課、保育課、若者支援担当課

7 子どもの貧困に関する支援

～内閣府 子供の貧困対策『子供の未来応援国民運動』～

国は、すべての子どもたちがそれぞれの夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざして、“子供の未来応援国民運動”を展開しています。同ホームページでは様々な情報を発信しており、支援情報を検索することができます。



<参考>子ども食堂

世田谷区社会福祉協議会は、区内の子ども食堂を実施する個人や団体に対し、経費助成や活動場所の提供、新規立ち上げ時のコーディネート等の支援を行っています。区内の子ども食堂は、40か所以上(令和3年3月末現在)ありますので、開催場所や開催日については、世田谷区社会福祉協議会(下記連絡先)へお問い合わせください。
[連絡先] 電話:03-5429-2233 FAX:03-5429-2204

8 世田谷区の子どもの貧困対策事業(年齢別)

5本の柱	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
教育の支援			幼稚園・保育施設					
			幼児教育・保育の無償化					
			保育料負担軽減補助			幼児教育・保育の実費徴収に係る補足給付		
			多子世帯・ひとり親世帯等に対する保育料の負担軽減					
生活の安定に資するための支援		子ども家庭支援センター						
		妊娠期面接	乳幼児健診					
		母親学級 両親学級	乳児期 家庭訪問	産乳室 (幼児室) 講習会				
			おでかけひろば、子育てひろば(児童館)、保育園の地域交流					
			さんさんプラスサポート					
			児童館					
			緊急一時保育					
			赤ちゃんショートステイ		子どものショートステイ			
			要支援ショートステイ					
			養育支援等ホームヘルパー訪問事業					
		ひとり親家庭に対する住宅支援						
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			保育所、一時保育、一時預かり					
			ファミリー・サポート・センター事業					
経済的負担の軽減のための支援	特定不妊治療費助成	妊婦健診の助成	未熟児 養育医療給付					
		入院助産				自立支援医療(育成医療)給付		
						児童手当、子ども医療費助成		
						児童扶養手当、児童育成手当		
支援につながる仕組みづくり			利用者支援事業(基本型・母子保健型・特定型)					

※12 ページ以降に、一部事業の詳細を掲載しています。そちらもご参照ください。

7歳	8歳	9歳	10歳	12歳	15歳	18歳	39歳
小学校				中学校	高校		
学力向上に向けた取り組みの推進(「土曜講習会」、個に応じた学習支援、少人数教育等)				ICTを活用した学習支援	生活保護制度に係るアルバイト収入等がある場合の取り扱い		
就学援助、就学奨励費				生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給			
コミュニティスクール							
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置							
ひとり親家庭等学習支援事業「かるがもスタディールーム」							
生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業「せたがやゼミナール」							
				受験生	チャレンジ支援貸付事業		
				被保護者自立促進事業(学習環境整備事業)			
				ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業			
食生活相談室							
保健師訪問、養育支援訪問							
新BOP				青少年交流センター			
トワイライトステイ				せたがや若者フェアスタート事業			
住宅支援(都営・区営住宅等に関する情報提供等)							
生活困窮者住居確保給付金							
(ひとり親世帯家賃低減化補助事業、お部屋探しサポート、保証会社紹介制度)							
母子生活支援施設							
就労支援講座							
生活困窮者就労準備支援事業							
生活保護制度に係る被保護者就労支援事業							
生活保護制度に係る就労自立給付金事業							
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業							
母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業							
生活困窮者家計相談支援事業							
女性福祉資金貸付							
母子父子福祉資金貸付							
養育費相談会							
せたがや子ども応援気づきのシート							
子どもへの食の支援事業							
生活困窮者自立相談支援事業「ぐらっとホーム世田谷」							
ひとり親家庭生活向上事業「シンママカフェ～シングルマザーのためのグループ相談会」							
ひとり親家庭生活向上事業「シングルマザー応援フェスタ」							

9 世田谷区の子どもの貧困対策事業詳細

No	事業名	事業概要	連絡先 ※1～5は、 p17に記載
教育の支援			
1	保育料負担軽減補助	保育室、保育ママ、認証保育所、無認可保育施設を利用した世帯の保育料の一部について、世帯の収入等に応じて補助を行います。	保育部 保育認定・調整課 5432-2313
2	多子世帯・ひとり親世帯等に対する保育料の負担軽減	多子世帯及び一定未満の税額のひとり親等世帯に対し、保育料の負担軽減を行います。	保育部 保育認定・調整課 5432-2313
3	就学援助	区内在住で国公立小・中学校に在籍している子どもがいる家庭のうち、生活保護を受けている、または一定の所得以下の家庭に対し、小・中学校での就学に必要な学用品費、給食費、修学旅行費等を援助します。また、申請時期に応じて支給対象期間が異なります。	教育総務部 学務課 5432-1111 内線:2686
4	就学奨励費	世田谷区在住で区市町村立小学校・中学校の特別支援学級固定級又は区市町村立小・中学校の通常学級に在籍する障害(特別支援学校が対象とする障害の程度に該当すること)のある児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の一部を支給します(所得審査あり。固定級在籍者以外の児童・生徒には障害の程度について審査あり)。また、公共交通機関を利用して世田谷区内の特別支援学級(特別支援教室含む)に通学している場合、障害を理由に学区域外の世田谷区内の通常学級に通学している場合には、通学費の実費相当額を支給します。	教育総務部 学務課 5432-1111 内線:2686
5	コミュニティスクール	地域運営学校に設置する合議体の学校運営委員会を通じて、保護者や地域の方々の代表等が、校長が作成した学校運営に関する基本方針の承認等、一定の権限と責任をもって学校運営に参画しています。区立小・中学校では、保護者や地域の皆さんの意見や要望などが迅速かつ的確に学校運営に反映されるとともに、学校の運営方針、教育活動への保護者、地域の方々の理解が深まるなどの成果が見られています。	生涯学習部 生涯学習・地域学校連携課 5432-2723
6	スクールソーシャルワーカーの配置	総合教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校や関係機関と協力して、世田谷区立小・中学校の児童・生徒の生活環境の改善のための支援活動を行います。	教育政策部 教育相談・支援課 5432-2746
7	スクールカウンセラーの配置	世田谷区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置し、心理の専門性を生かして在籍する児童・生徒、保護者、教員の支援業務を行います。	教育政策部 教育相談・支援課 5432-2746

No	事業名	事業概要	連絡先 ※1～5は、 p17に記載
8	ひとり親家庭等学習支援事業 「かるがもスタディールーム」	ひとり親家庭等のお子さんを対象に、社会人や大学生のボランティアが無料で学習会を行います。宿題や授業内容の確認など、一人ひとりの進度にあわせて丁寧に対応します。定期的に通っていただくことで、家庭での学習習慣の定着を目指します。	子ども・若者部 子ども家庭課 5432-2569
9	生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業 「せたがやゼミナール」	小学生から高校生までを対象に、①ボランティア等との世代間交流を通じた社会性育成支援、②学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、③食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行なっています。詳しくは「がらっとホーム世田谷」までお問い合わせください。	世田谷区自立相談 支援機関「がらっ とホーム世田谷」 5431-5355
10	被保護者自立促進事業(学習環境整備事業)	○学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講料等を支給します(被保護世帯の小学校4年生～高等学校3年生が対象)。 ○大学等の受験料を支給します(被保護世帯の高等学校生が対象)。 上限額がありますので、必ず事前にご相談ください。	各総合支所保健福 祉センター生活支 援課 ※1
11	ICTを活用した学習支援	就学援助対象者(給食費のみ対象の方を除く)で、家庭に通信環境が整っていない家庭に対し、世田谷区立小・中学校児童・生徒による、区から貸与されたタブレット型情報端末を使用した家庭学習等を支援します。インターネット回線の通信料に係る経費の一部を補助します。	教育政策部 教育研究・研修課 5432-2724
12	受験生チャレンジ支援貸付事業	中学3年生、高校3年生とそれに準ずる方を養育されている方に対して、学習塾などの受講料や高校、大学等の受験料を無利子で貸付します。さらに、高校、大学等に入学した場合、免除申請を行うことにより返済が免除されることがあります。貸付要件がありますので、必ず事前にご相談ください。	世田谷区自立相談 支援機関「がらっ とホーム世田谷」 5431-5355
13	生活保護制度に係るアルバイト収入等がある場合の取り扱い	高校生等のアルバイト収入のうち、私立高校授業料の不足分、修学旅行費、学習塾等に充てられる費用については、就学のための必要な費用として必要最小限度を認定除外します。卒業後の就労や早期の保護脱却に資する経費についても、認定除外します。詳細はお問い合わせください。	各総合支所保健福 祉センター生活支 援課 ※1
14	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	被保護世帯の自立を支援するため、高等学校等の就学の際に必要な受験料、学用品費、交通費、入学料等の費用について支給します。 上限額がありますので詳細はお問い合わせください。	各総合支所保健福 祉センター生活支 援課 ※1
15	ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または子ども(39歳未満に限る)の学び直しを支援することで、より良い条件での進学や就職、転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。本事業では、ひとり親家庭の親または子ども(39歳未満に限る)が高卒認定試験合格のための講座(通信制講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	各総合支所保健福 祉センター子ども 家庭支援課子ども 家庭支援センター ※2 ただし、各総合支 所は 3482- 1344

No	事業名	事業概要	連絡先 ※1～5は、 p17に記載
生活の安定に資するための支援			
1	乳児期家庭訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭へ、保健師又は乳児期家庭訪問指導員(助産師等)が訪問し、育児、発達、栄養、疾病予防などの助言をしています。新生児訪問・未熟児訪問も併せて行っています。	各総合支所保健福祉センター健康づくり課 ※3
2	保健師訪問、養育支援訪問	養育支援が特に必要と判断した家庭に対して保健師が訪問し、養育に関する相談助言等を行うことで適切な養育が行われるように支援しています。	各総合支所保健福祉センター健康づくり課 ※3
3	赤ちゃんショートステイ	保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護などで一時的に子どもの養育ができなくなったとき、区が委託する乳児院で短期間(原則として7日以内)お預かりする制度です。所得に応じて自己負担があります。	子ども・若者部 児童相談支援課 6304-7731 (受付は、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センター ※4)
4	子どものショートステイ	保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護などで一時的に子どもの養育ができなくなったとき、区が委託する児童養護施設で短期間(原則として7日以内)お預かりする制度です。所得に応じて自己負担があります。	子ども・若者部 児童相談支援課 6304-7731 (受付は、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センター ※4)
5	トワイライトステイ	保護者の仕事などで帰宅が遅くなるときや祝・休日不在になるときに、小学生を区内の児童養護施設で最長午後10時までお預かりする制度です。所得に応じて自己負担があります。	子ども・若者部 児童相談支援課 6304-7731 (受付は、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センター ※4)
6	養育支援等ホームヘルパー訪問事業	小学3年生以下の子どもがいるひとり親家庭等で、家事や育児など日常生活において援助が必要なご家庭に、一定期間、育児などのお手伝いをするホームヘルパーが訪問する事業です。所得に応じて利用制限及び自己負担があります。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センター ※4
7	新BOP	区立小学校を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して社会性、創造性を培い、児童健全育成を図るBOP事業に、学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業	①生涯学習部 生涯学習・地域学校連携課 5432-2739 ②子ども・若者部 児童課(学童クラブに関すること) 5432-2308

No	事業名	事業概要	連絡先 ※1～5は、 p17に記載
8	せたがや若者フェアスタート事業	<p>児童養護施設等退所者を支援する「児童養護施設退所者等支援事業」を実施しています。</p> <p>①住まいの困窮度の高い退所者等に、高齢者向け借り上げ区営住宅内の空室を月1万円の住居負担金で提供する「住宅支援」</p> <p>②地域の中で身近に相談できる仲間や大人たち等との関係を築き交流できる居場所を提供する「居場所支援・地域交流支援」</p> <p>③大学等の進学にあたり、学費の一部を給付する「給付型奨学金事業」</p> <p>そして「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金」を創設し、広く区民に寄附を募り社会全体で支える仕組みにしています。</p>	<p>子ども・若者部 児童相談支援課 6304-7740</p>
9	生活困窮者住居確保給付金	<p>離職後2年以内の方又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、「就労支援」とともに、3ヶ月間の家賃助成を行います。支給要件がありますので、必ず事前に「ぶらっとホーム世田谷」までご相談ください。</p>	<p>世田谷区自立相談支援機関「ぶらっとホーム世田谷」 5431-5355</p>
10	ひとり親世帯家賃低廉化補助事業	<p>18歳未満のお子さんを養育するひとり親世帯(母子家庭・父子家庭)の方が区内の民間賃貸住宅に転居される場合に、区が賃貸人(家主等)に家賃の一部を補助することで、入居者の家賃負担額が減額になる制度です。</p> <p>本制度の対象となる民間賃貸住宅の情報や、入居申込み方法等については、世田谷区のホームページでご確認ください。なお、入居には、所得制限等の条件があります。</p>	<p>都市整備政策部 居住支援課 5432-2505</p>
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
1	生活困窮者就労準備支援事業	<p>自立相談支援機関にて実施するグループを対象とした就労支援です。キャリアカウンセリングや履歴書の作成支援、面接を受ける際の実践的な指導、パソコンのスキルアップ支援等を行います。</p>	<p>世田谷区自立相談支援機関「ぶらっとホーム世田谷」 5431-5355</p>
2	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	<p>就労に係る相談、情報の提供、助言等の支援をハローワーク等との連携により、就労支援員が行います。</p>	<p>各総合支所保健福祉センター生活支援課 ※1</p>
3	生活保護制度に係る就労自立給付金事業	<p>生活保護受給者が安定した職業に就いたことにより生活保護の廃止に至った際に、廃止直後の不安定な生活を支えるため、廃止前の就労収入認定額に応じて、単身世帯は10万円、複数世帯は15万円を上限に就労自立給付金を支給します。詳細はお問い合わせください。</p>	<p>各総合支所保健福祉センター生活支援課 ※1</p>
4	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、就業に必要な教育訓練講座を受講した時、経費の6割(上限200,000円、下限12,001円)を支給します。</p> <p>支給については、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にお住まいの地域を管轄する各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センターにご相談下さい。</p>	<p>各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター ※2 ただし、各総合支所は 3482-1344</p>

No	事業名	事業概要	連絡先 ※1～5は、 p17に記載
5	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修業修了後に修了支援給付金を支給します。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター※2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
経済的負担の軽減のための支援			
1	児童扶養手当	下記(1)(2)を満たす場合に支給する。 (1)父又は母が、死亡・離婚・生死不明・1年以上遺棄か拘禁・保護命令書等の交付・婚姻によらない出生等でいないか、重度の障害を有する。 (2)父、母または養育者が、18歳到達後最初の年度末(中度以上の障害がある場合20歳未満)までの児童を養育している。 ただし、下記の場合を除きます。 父又は母が重度の障害を有する場合以外で、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター※5
2	児童育成手当	・育成手当 父又は母が、死亡・離婚・生死不明・1年以上遺棄か拘禁・保護命令書等の交付・婚姻によらない出生等でいないか、重度の障害を有する場合で、父、母または養育者が、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している場合に支給する。 ・障害手当 心身に障害(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2・3度程度、脳性麻痺(まひ)、進行性筋萎縮(いしゆく)症)のある20歳未満の児童を養育している場合に支給する。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター※5
3	生活困窮者家計相談支援事業	生活にお困りの方を対象に、日常のお金の使い方を見直し、収支のバランスなどへの助言をいたします。要件に該当する場合は、資金貸付などのほかの制度もあわせて紹介や支援をいたします(貸付資金には要件があります。)。詳しくは「ぷらっとホーム世田谷」までお問い合わせください。	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム世田谷」 5431-5355
4	女性福祉資金貸付	原則として配偶者がいない女性を対象に、経済的に自立するための事業、住宅、就職、就学、療養等の資金を貸付しています。貸付には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター ※2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
5	母子及び父子福祉資金貸付	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭を対象に、経済的に自立するための就学、就職、転宅、療養、事業開始等の資金を貸付します。(貸付には要件がありますので、詳細はお問い合わせ下さい)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター ※2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
6	養育費相談会	これから離婚を考えている方や、離婚後、養育費の支払いを受けていない方、受けていても額が少ない、増額したい等、養育費に関するあらゆる悩みを抱えている方のための無料相談会です。	子ども・若者部 子ども家庭課 5432-2569

No	事業名	事業概要	連絡先 ※1～5は、 p17に記載
支援につながる仕組みづくり			
1	利用者支援事業・基本型	子ども・子育てに関する相談 あなたの「困った」を「世田谷区地域子育て支援コーディネーター」が一緒に考え、お手伝いします。お気軽にご相談ください。	子ども・若者部 子ども家庭課 5432-2569
2	利用者支援事業・母子保健型	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談の充実を図るため、5つの総合支所に助産師等の「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期の面接相談や情報提供などを行っています。同時にせたがや子育て利用券をお渡しします。面接等のご予約は住所を管轄する各総合支所保健福祉センター健康づくり課へ直接どうぞ。	世田谷保健所 健康推進課 5432-2446 (面接等の予約は、各総合支所保健福祉センター健康づくり課 ※3)
3	利用者支援事業・特定型	子ども・子育ての相談支援の充実を図るため、5つの総合支所の子ども家庭支援センターに「子育て応援相談員」を配置し、子育て支援に関する情報提供、相談・助言やサービス利用の支援などを行っています。	子ども・若者部 子ども家庭課 5432-2569
4	生活困窮者自立相談支援事業	ご本人が抱えていらっしゃる課題や問題を整理し、ご本人が置かれている状況を、関係者や各関係機関と連携し、寄り添いながら支援いたします。詳しくは「がらっとホーム世田谷」までお問い合わせください。	世田谷区自立相談 支援機関「がらっと ホーム世田谷」 5431-5355
5	ひとり親家庭生活向上事業 「シンママカフェ～シングルマザーのためのグループ相談会」	シングルマザーが、同じ立場の女性と分かち合いを行い、必要な情報を得ることができる地域の居場所を提供する。	生活文化政策部 人権・男女共同参画 担当課 6304-3453 内線:69-321
6	ひとり親家庭生活向上事業 「シングルマザー応援フェスタ」	シングルマザーに必要な情報、事業及びほっとできる居場所を提供することで、母子家庭の自立の支援を図る。	生活文化政策部 人権・男女共同参画 担当課 6304-3453 内線:69-321

※1	世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課	5432-2862
	北沢総合支所保健福祉センター生活支援課	6804-7409
	玉川総合支所保健福祉センター生活支援課	3702-1742
	砧総合支所保健福祉センター生活支援課	3482-3269
	烏山総合支所保健福祉センター生活支援課	3326-6100
※2	世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	5432-2915
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	6804-7525
	玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	3702-1189
	砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	3482-1415
	烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	3326-6155
※3	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課	5432-2896
	北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課	6804-9667
	玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課	3702-1982
	砧総合支所保健福祉センター健康づくり課	3483-3166
	烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	3308-8246
※4	世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	5432-2848
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	6804-7525
	玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	3702-2173
	砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	3482-1415
	烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	3326-6056
※5	世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	5432-2311
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	6804-7526
	玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	3702-1792
	砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	3482-1344
	烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター	3326-6155

【発行元】

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課

電話:03-5432-2406

FAX:03-5432-3081

(令和3年4月)